

4練福介第 1991 号  
令和4年7月 13 日

区内介護サービス事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部  
介護保険課長 風間 康子  
(公印省略)

### 介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底継続について(依頼)

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策に、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。併せて、各事業所における新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止対策についてご尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

全国、東京都と同様に練馬区でも陽性者数の急増しており、新型コロナウイルスワクチン追加(4回目)接種や適切なマスクの着用などをお願いしているところです

各事業所におかれましては、熱中症対策に合わせて、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続きお願いいたします。

なお、練馬区介護サービス事業者連絡協議会と夏季の利用者向け感染症対策リーフレットを作成いたしました。利用者、ご家族等への周知、事業所への掲示等にご活用ください。

### 記

#### 1 リーフレット

別紙のとおり

#### 2 利用者およびご家族への正確な情報提供

- ・ワクチン接種後も手指消毒、マスクの着用、体調の確認等を継続する必要があることの説明、周知をお願いいたします。
- ・マスクの着用を促していない事業所が見受けられます。人と接する際に着用していただくことを繰り返すことで、マスクの着用に慣れる方もいらっしゃいます。繰り返し、着用の促しをお願いいたします。
- ・新型コロナウイルスへの感染の不安からサービス利用やモニタリング等に躊躇される利用者またはご家族に対しては、事業所が実施している感染対策の説明とともに、サービスを利用する利点や各業務がサービス提供にもたらす効果について丁寧に説明し、不安を払拭するよう努めてください。

#### 3 基本的な感染症対策等

- ・マスクの着用、手指消毒、検温、人と人の距離の確保、こまめな換気など基本的な感染防止策を、職員と共有し、徹底してください。これらは、事業所内でのサービス提供時のみならず、送迎や利用者宅でのサービス提供時、サービス担当者会議等の会議ならびに職員の休憩時等も同様です。
- ・ 感染対策の基本、防護具の着用方法について、改めて職員とともに確認をお願いいたします。

(参考資料) 基本的な感染症対策を練馬区ホームページに掲載しています。

○高齢者施設・障害者施設の新型コロナウイルス感染対策事例集」(令和3年10月東京iCDC 専門家ボード)

施設とありますが、訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援においても参考となる内容です。  
必ずお目通しいただき、事業所内で共有してください。

○介護サービス利用者および介護事業所職員のための感染対策動画

**【掲載場所】**

練馬区トップページ>保健・福祉>介護保険>事業者向け>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html>

<問合せ先> 介護保険課事業者運営推進係 電話 03-5984-4589(直通)